

令和5年度 横浜町物価高騰対応重点支援生活者支援給付金
給付事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は電力・ガス・食料品等の物価高騰による家計への負担の増加増に対して地域の実情にあわせて、臨時的な措置として実施する「横浜町物価高騰対応重点支援生活者支援給付金」(以下「生活者支援給付金」という。)に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 生活者支援給付金は、前条の目的を達するため、横浜町(以下「町」という。)によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 生活者支援給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、令和5年12月1日(以下「基準日」という。)において、町の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、支給対象者としてしない。

- (1) 令和5年度横浜町物価高騰対応重点支援低所得世帯支援給付金支給事務実施要綱第3条に規定される支給対象世帯。
- (2) 令和5年度の住民税が均等割課税のみの者からなる世帯、及び、令和5年度の住民税が均等割課税のみの者と非課税者で構成されている世帯。

(支給金の額)

第4条 支給対象者に対して支給する生活者支援給付金の金額は、1世帯当たり1万5千円とする。

(受給権者)

第5条 生活者支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成員がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成員のうちから選ばれた者)とする。

(給付対象者リストの作成)

第6条 町は、生活支援臨時特別給付金の実施に当たり、住民基本台帳を基に給付対象者リスト(以下「リスト」という。)を作成する。

2 町は、リストに基づき給付対象者の申請受付状況、振込口座情報及び給付決定状況等の管理等を行うものとする。

(申請及び給付の方法)

第7条 町は、リストに基づき、支給対象者に対し、横浜町生活支援臨時特別給付金支給要件確認書(第1号様式、以下「確認書」という。)を送付する。

2 生活者支援給付金の支給を受けようとする者は、確認書及びその他の必要書類を提

出して申請するものとする。

3 前項に規定する申請があった場合、町長は、次に掲げる方法により給付金を支給する。

(1) 登録口座振込方式 特別定額給付金等の過去の給付金等の振込口座等であって、町長が確認書に記載する金融機関の口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 町長が支給対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

4 受給権者が金融機関に口座を開設していない場合又は金融機関から著しく離れた場所に居住している等の理由により、前項第1号又は第2号に掲げる方法による支給が困難な場合は、町長が別に定める方法により支給するものとする。

(代理による提出等)

第8条 受給権者に代わり、代理人として前条の規定による申請及び受給を行うことができる者は、原則として次に掲げるものに限るものとする。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成員

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人成年後見人、代理権付与の審判がなされた補佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認めるもの

2 代理人が生活者支援給付金の申請をするときは、確認書の委任欄へ必要な事項を記載するものとする。この場合において、町長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人の本人確認を行うものとする。

3 町長は、代理人が第1項第1号の者に当たる場合にあつては、住民基本台帳により、同項第2号又は第3号の者にあつては、町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(提出期限等)

第9条 生活者支援給付金の申請受付開始日は、町長が別に定める日とする。

2 生活者支援給付金の申請期限は、令和6年2月29日とする。

(支給の決定)

第10条 町長は、第7条第2項の規定により提出された確認書等を受理したときは、速やかにその内容を確認のうえ、支給を決定したときは、受給権者に対し、生活支援臨時特別給付金支給決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(生活者支援給付金の支給等に関する周知等)

第11条 町長は、事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(提出等が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条第2項の提出期限までに第7条第2項の規定による確認書の提出又は申請が行わ

れなかった場合は、支給対象者が生活者支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第10条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者(その代理人を含む。)の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 町長は、虚偽その他不正な手段により生活者支援給付金の支給を受けた者に対し、既に支給した生活者支援給付金の返還を求めなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 生活者支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月26日から施行する。